第1条~第5条 省略

(入居者の資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満た す者でなければならない。

現行

- (1) 省略
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りでない。

ア〜キ 省略

ク 配偶者からの暴力の防止及び<u>被害者の保護</u>に関する法律(平成 13 年法 律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定 する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア)~(イ) 省略

(3)~(6) 省略

(入居者資格の特例)

第7条 省略

- 2 省略
- 3 前条の規定にかかわらず、法第 24 条第 1 項又は被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 14 号)第 21 条及び福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律 第 25 号)第 21 条の規定により法第 23 条各号に掲げる条件を具備する者とみ なされる者は市営住宅に入居することができる。

以下省略

第1条~第5条 省略

(入居者の資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

改正案

- (1) 省略
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りでない。

ア〜キ 省略

ク 配偶者からの暴力の防止及び<u>被害者の保護等</u>に関する法律(平成 13 年 法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規 定する被害者で(ア) 又は(イ) のいずれかに該当するもの

(ア)~(イ) 省略

(3)~(6) 省略

(入居者資格の特例)

第7条 省略

- 2 省略
- 3 前条の規定にかかわらず、法第 24 条第 1 項又は被災市街地復興特別措置法 (平成 7 年法律第 14 号)第 21 条及び福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律 第 25 号)<u>第 30 条の規定</u>により法第 23 条各号に掲げる条件を具備する者とみ なされる者は市営住宅に入居することができる。

以下省略